

江東区議会汚職防止対策等検討会記録

1 日 時 令和4年10月12日(水)
午後0時58分 開会 午後1時03分 閉会

2 場 所 全員協議会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山本 香代子 (議長)	○ 石川 邦夫 (副議長)
さんのへ あや	二瓶 文隆
甚野 ゆずる	小嶋 和芳
若林 しげる	大崎崎 かおり

(2) 事務局職員

事務局 長 原 俊二	事務局 次長 栗原 真一郎
議事 係 長 岩瀬 規恵	調査 係 長 若林 克彦
庶務 係 員 上田 紗代	議事 係 員 大石 謙一

4 議題等

(1) 協議事項

- | | |
|------------------------|---|
| ① 報酬条例の見直し(案)について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 2 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改め文(修正案)
- ・資料2 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(修正案)

午後0時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長　ただいまから、第4回目の汚職防止対策等検討会を開会いたします。

◎協議事項1 報酬条例の見直し（案）について

○山本香代子会長　では、早速、議題に入ります。

協議事項1「報酬条例の見直し（案）について」を議題といたします。

前回の当検討会で検討した結果、中山公認会計士からいただいた、第3回定例会において長期欠席の要件を満たしていても、翌月の第4回定例会の会議等を出席した際は不支給とならないことは、他の定例会の長期欠席の場合との整合性が取れていないのではないかという御意見に全員が賛同されましたので、関係所管の御協力を得て、長期欠席した場合の翌月は、必ず1か月の報酬の不支給期間ができるように修正を加えた案を作成いたしました。

事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局次長　協議事項1、報酬条例の見直し（案）についてでございます。

ただいま議長より御説明がありましたとおり、前回、当委員会において、報酬条例の見直し（案）を御協議いただいたところ、正当な理由なく、1定例会の本会議及び常任・特別委員会を全て欠席した場合の翌月一月は、必ず不支給となるよう、修正を図ることで一致いたしました。

事務局にて、文書係と再調整し、条例（案）について作成いたしましたので、御報告いたします。

資料1が議案書であり、資料2が新旧対照表です。

恐れ入ります、資料2をお開き願います。

第4条の5、こちら、色付けされている部分でございますが、この4条の5については、正当な理由なく、長期欠席により不支給となった者について、会議に出席した日の属する月より報酬の支給を開始する旨を規定した条文でございますが、色付けの箇所のとおり、「当該月が議員報酬を支給されないこととされた月の同一の月である

場合は、その翌月」という文言を追加することにより、不支給とされた初月につきましては、出席したとしても報酬が不支給となるよう、修正を行いました。

事務局の説明は、以上でございます。

○山本香代子会長 事務局からの説明は以上ですが、皆様、何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、この案で決定いたします。

今後、19日の幹事長会、20日の議運を経て、21日の本会議最終日に上程したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

◎協議事項2 その他

○山本香代子会長 次に、協議事項2「その他」を議題といたします。

各皆様から、何かございますか。よろしいですか。

○甚野ゆずる議員 ごめんなさい。例の議員アンケートのほうは、どんなあんばいでしょうか。あんばいというか、状況になられているのか、ちょっとスケジュール感をお伝えいただければと思います。

○山本香代子会長 これからちょっとお話ししようと思ったんですが、一応、次回、10月20日木曜日の議会運営委員会終了後に、議員アンケートの実施について議題とさせていただきます、開催させていただきたいと存じますが、御出席、よろしくお願いいたします。

ということで、10月20日木曜日、議会運営委員会終了後に、またこの汚職防止対策等検討会を開きますので、そのときに、アンケートの実施について議題とさせていただきます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉会の宣告

○山本香代子会長 以上で終了いたします。ありがとうございました。

午後1時03分 閉会